

〈資料〉

## 台湾・観察院見学記

恩 地 紀 代 子

### 1 はじめに

たまたま、日本経営実務法学会の波光巖理事長（当時）<sup>(1)</sup>からお誘いをいただき、2011年8月末、筆者は、日台関係研究会（福島康人代表理事）の台湾国際関係研修に同行参加した。研修では、団長酒井正文・平成国際大学法学部長、副団長浅野和生・平成国際大学教授<sup>(2)</sup>の引率のもと、台湾総合研究院訪問および李登輝元総統（写真1）<sup>(3)</sup>との会見（新北市）、総統府（大統領官邸）<sup>(4)</sup>見学および李嘉進・国家安全会議諮詢委員（写真2）<sup>(5)</sup>



1 「打拚」について語る李登輝元総統

(1) 2011年8月まで。9月から顧問。監察院に関する本資料より詳細な報告は、日本経営実務法学会で行なわれる可能性がある。

(2) 写真9・左中央。法学博士（慶応義塾大学）・日本選挙学会理事・日本法政学会理事、著書には『台湾の歴史と日台関係』（2010年12月、早稲田出版）などがある。

(3) 1988年1月13日から2000年5月20日まで総統を務め、権威主義体制にあった台湾を民主化させた「寧静革命」の指導者。

(4) 日本統治時代の総督府。研修日にこの建物の歴史と中華民国の歴史の



中央)との懇談(台北市), 国立・政治大学選挙研究センター(台湾随一の選挙研究機関)訪問および専門家との意見交換<sup>(6)</sup>(台北市), 国父記念館見学<sup>(7)</sup>(台北市)などのほか, 監察院(行政院への監察機関)<sup>(8)</sup>の見学(台北市)も行なわれた。

以下, 監察院見学について簡単に紹介

## 2 「活路外交」について語る する。

李嘉進委員

## 2 監 察 院

### (1) 五権分立

監察院は, 日本にはない権力分立のための政府機関である。孫文の構想した三民主義では, 建設される予定の国家の権力分立制は三権分立ではなく, 五権分立の体制となっていたため, 1949年12月7日に台北に移転した政府には, 立法, 行政, 司法のほか, 考試, 監察の5院が置かれ<sup>(9)</sup>た。

---

展示が総統府1階で行なわれていたため, 特に許可を得て, 見学した。

(5) 総統の膝元で外交・安全保障政策などを担当する。李嘉進氏は, 經濟部(日本の経済産業省)勤務の後, 国会議員に4回連続当選。

(6) 民国100年を迎えた中華民国では, 2012年1月14日(土)に, 次期総統選挙と立法院(一院制の国会)総選挙の同日選挙があるため, 同センターの専門家と日台関係研究会会員の間で, その意義や見通しについて, 情報・意見交換がなされた。日本選挙学会での報告が予定されている。

(7) 辛亥革命の指導者・孫文は, 台湾の中華民国では国父として尊敬されている。今年は辛亥革命100年にあたり, 国父記念館の展示が特に充実されており, 研修団員は, 国父記念館において曾坤地・館長の挨拶および専門家による解説を受けることができた。

(8) 監察には, 公務員に対するものと, 施策や対応に対するものがある。

(9) 考試院は, 公務員試験等人事関係の職務を行なう人事行政機関であり, 監察院は, 公務員の弾劾・糾挙, 会計検査を行なう監査機関である。孫文

(2) 建物

監察院（台北市忠孝東路1段2號）の建物は、旧・台北州庁舎（森山<sup>(10)</sup>松之助設計）である（写真3）。

日本政府が、野原だった場所に台湾で最も広い三線道路（現・中山南路）を造り、その道路に、総督府（現・總統府）を中心として公共施設が建てられ、台北州庁舎は、三線道路と基隆街（現・忠孝東路）が交わる位置に建てられ



3 監察院（正面）

た。1913年の着工当初は「台北庁新庁舎」と呼ばれ、後に「台北州庁舎」と改名され、戦後は、台湾省行政長官公署、台湾省政府を経て、1958年に監察院に変わり、現在に至っている。監察院は、憲法上の監察機関として、国民の權益を守る機関である（国民の苦情を受け公務員の弾劾等を行なう）。

ちなみに、建物のうち忠孝東路に面した左翼の一部（写真5）は、長年にわたって修繕がなされておらず、監察院が引き継いでから、古跡再

---

が考試権と監察権を独立の権限とした理由は、公務員の選考権たる考試権を行政に帰属させれば、行政権の拡大をもたらし、大きな弊害が生じることになる。また、議会に行政監察権を付与すると議会の専制につながり、行政機関がうまく機能しなくなる、というものであった。台湾の裁判制度では、国家の最高司法機関は司法院であり、例えば、監察院による公務員の弾劾では、弾劾案が、監察委員2人以上の提議により、9人以上の審査・決定をもって、懲戒権を有する司法院の公務員懲戒委員会に提出される（国立国会図書館調査及び立法考査『諸外国の憲法事情』173-174頁）。

(10) 1869～1949。東京帝大・建築学科卒業後、イギリス人のジョサイヤ・コンドル教授に学び、欧風建築を得意とした。台北州庁舎の他に有名な建築物として、今日の總統府（旧台湾総督府）、台北賓館（旧台湾総督府官邸）などがある。



4 黒瓦



5 監察院の模型

生プロジェクトが実施された。しかし、例えば、屋根の黒瓦（写真4）の製造技術は、台湾国内に残っていなかったため、黒瓦一枚につき50円で、5万枚を中国大陸江蘇省の御窯に依頼し、再生された。

### （3）苦情受理センター

監察院は、現在、「人民の権益の守護神」と紹介されている<sup>(11)</sup>。我々研修団員は、苦情受理センター（陳情受理中心、写真6・7・8）を見学することができた。同センターでは、午前8時30分から12時30分までと、



6 苦情処理センター



7 センター窓口  
（左手奥は通路）



8 受付時間案内

(11) かつては、三線道路上の権威の象徴とされた（監察院パンフレット）。

台湾・觀察院見学記

午後1時30分から5時30分まで、苦情を受け付けている（写真8）。見学したのは広い部屋（写真7）であったが、広い理由は、個人による苦情だけでなく団体による苦情も受け付けているからで、他に小さな部屋も2つある。監察院には、監察委員が、院長・副院長も含めて、29名おり、その他に職員が4名いるが、苦情受理センターの受付カウンター（写真7）で苦情を聴いているのは、監察委員でもなく監察院の職員でもなくボランティアである。まずは、ボランティアが苦情の内容を聴き、基本的な資料を作成する（図1）。我々研修団が訪問したときは、ボランティアの1人がEメールの苦情に、1人が来訪者の苦情に、1人が電話による苦情に対応していた（写真7）。その後、直接監察委員に話した方がよいと思わ

れる案件について、監察委員が奥の部屋で対応するという流れになっている。苦情受理センター大部屋（写真7）の左奥に通路があることが確認できるが、この通路の側面に2つ苦情受理センターの小部屋（既述）があり、その奥に、直接監察委員が苦情を聴く（図2）ための部屋がある。

陳 訴 書

中華民國 年 月 日

受 文 者							
陳 訴 人	性別	年齡	職業	聯 絡 地 址	聯 絡 電 話	身 分 證 字 號	
(人) 被 陳 訴 機 關 (構)							
陳訴人身分是否要求保密	<input type="checkbox"/> 請保密 (請確實填載, 未填載者以不要求保密處理) <input type="checkbox"/> 不要求保密						
分段敘述：一、事實經過(人、事、時、地、物)。							
二、違法失職情事及其證明方法(違反那種法令? 或有何不當之處)。							
三、檢附相關證據資料及文件。							
四、其他。							
一、事實經過：							

1 陳訴人の陳訴書

監察院値日委員接見陳訴人談話紀錄

時間	中華民國 年 月 日 午 時 分	地點	陳情受理中心
値日委員 核 批		紀 錄	
陳訴人 代表人	姓名 性別 職業 住 址	聯絡電話	身分證字號 備 註

2 監察委員の接見記録

(4) 監察委員の説明

我々は、その部屋で陳進利・副院長<sup>(12)</sup>（写真9・左奥）から、次のような説明を受けた。



9 陳進利副委員長（第四期監察委員）

公務員個人や行政機関の法律違反（権利侵害・政策的不服）が苦情の対象となり、年間2万件から3万件の苦情が寄せられる。今年7月の苦情件数は、苦情受理センターに直接本人がやって来たものだけで841件ある。人数でなく件数で示すのは、個人の苦情

だけでなくグループからの苦情も受け付けているためである。法人単位・会社名での苦情も受け付けており、また、台湾人に限定せず、台湾国籍を持たない者の苦情も受け付けている。センター窓口への直接来訪の他

(12) 陳進利副院長は、九州大学（日本）の農学博士。副院長は院長を補佐する。王健煊院長は、国立政治大学財政研究所修士，經濟部次長，財政部長（財務相），立法委員を歴任した人物で、あだ名は「大砲」である。

に、Eメール・電話・郵便による苦情も受け付けており、それらをあわせると約2,000件である。監察委員は、院長・副院長を除き、毎日1名が当番となっており、どの日にどの委員が当番であるかを電話で問い合わせることも可能である。<sup>(13)</sup> 監察委員の任期は1期6年で、現在は第四期である。苦情件数は、新しい任期に



11 第四期監察委員一覧を熱心に見ている台湾人

に入ったときに、人々の期待が大きくなるため、増大する(写真11)。現在は第四期であるが、人気があり、第三期に比べて、苦情件数の減り方が少ない。苦情の内容は土地に関する案件が多い。法院(裁判所)の審理に不満があって、それを持ち込んで来る者も多<sup>(14)</sup>い。一応は受け付けて、裁判



12 監察院会議室(監察院会議は、議案提出→開会→審議→表決と進む)

の結果に疑問を感じる時には、ある程度の調査をする。もっとも、監察院は、裁判官が法律を正しく適用したことについて疑問をもったときには、最高法院(最高裁判所)に再審理ができないか述べる事が可能であり、確実に疑問をもった案件については、最高法院で採用される比

(13) 監察委員29名は、それぞれ、専門分野を持っている。

(14) 全国行政相談委員連合協議会事務局によれば、2002年の1年間に監察院が受け付けた苦情は、15,838件であり、最も多いのは、土地に関する案件(都市計画、土地の測量、土地収用に係る政府の補償額が低い等など)、次に多いのは裁判所に関する案件(裁判官が不公平、引用法律の条項が不適切など)である(行政苦情救済&オンブズマン2002年第4巻66頁)。

率が高い。他方、政策の立案は行政院の担当であって、監察院では、事が発生した後の案件（事前案件ではなく事後案件）を扱う。

### 3 おわりに

日本でも行政争訟（行政不服審査や行政訴訟）は可能であるが<sup>(15)</sup>、それらの複雑な手続を一般人がとるには容易でないという点があるのに対し、台湾の場合には、一般人が簡単な書面提出で、国の機関に、権利侵害がないかをチェックさせるシステムがあるということが、救済制度として優れているような印象を研修団員に与えた。もっとも、浅野和生教授の説明によれば、現在、監察委員は政治任命であり<sup>(16)</sup>、李登輝元大統領の話によれば、司法は行政にいくらかでも影響される。監察院では、糾正案（行



政院への改善命令に近いもの）の提出割合について、財政・経済関係27%、教育・文化関係13%、司法・監獄関係3%、内政・少数民族関係32%、僑政関係2%、国防・情報関係11%、交通・探購関係12%と示され

た。ただ、実際には、行政院が改善しない場合の担保措置がないので実効性がなく、機能不全と言われている。<sup>(17)</sup>

(15) 台湾の行政不服審査・行政訴訟については、参照、恩地紀代子「資料・台湾の行政争訟法実務の見学して」(北九州市立大学法政論集35巻2-4合併号135頁)。

(16) 従前は選挙で選ばれていた。参照、青山武憲・欧廣南「中華民国監察院組織」(アジア研究所紀要23巻146頁)。

(17) 青山武憲「中華民国監察院制度」(社会科学討究42巻1号198頁)によれば、1995年に監察院から得た資料として、民国76年から83年の行政機関に対する糾正案提出割合は、財政・経済関係約33% (56/169件)、司法関係約5% (8/169件)等と紹介されている。

(18) 蔡秀卿博士・大阪経済法科大学教授への事後インタビューによる。



## 台湾・観察院見学記

(追) 筆者は、研修に快く同行させて下さった日台関係研究会のみなさんに感謝します。